

「板橋区版スマートフォン・携帯電話を使うためのルール」の策定について

スマートフォンや携帯電話は、保護者との連絡や物事を調べる際に便利に利用できることから、現在、小・中学生のほとんどが利用している。

しかしその一方で、これらの情報端末の利用により、トラブルや犯罪に巻き込まれたり、生活習慣へ悪影響を及ぼしたりするなど、課題も多く指摘されている。

東京都では、平成27年11月に「SNS東京ルール」を策定し、学校や家庭でルールの必要性を周知していくとしている。

そこで、板橋区教育委員会では「SNS東京ルール」を踏まえ、板橋区内小・中学生及びその保護者に向け、スマートフォン・携帯電話のルールづくりの指針を提示し、周知を図っていく。

記

1 目 的

板橋区版ルールを指針として、学校及び各家庭でのルールづくりを浸透させる。子どもたちが正しく情報端末を活用することにより、犯罪等のトラブルを未然に防ぐ。また、規則正しい生活習慣を促し、授業に集中できる学習環境を整える。

2 周知方法

「板橋区版スマートフォン・携帯電話を使うためのルール」リーフレットを作成し、区内小・中学校を通じて各家庭へ配布する。